



認 定 書

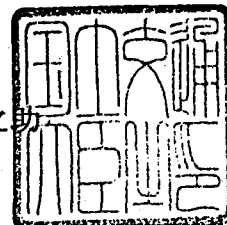
国住指第1305号
平成15年8月12日

興亜不燃板工業株式会社

代表取締役 三枝輝壹郎 様

国土交通大臣臨時代理
国 務 大 臣

片山 虎之助



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第三号（屋根：各30分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

F P 0 3 0 R F - 0 0 4 4

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

硬質木毛セメント板裏張／粘土がわら屋根

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 構造名 :

硬質木毛セメント板裏張／粘土がわら屋根

2. 申請仕様の寸法 :

申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

項目	申請仕様
母屋の間隔	3640mm以下
たる木の間隔	606mm以下
葺材	仕様(1)～(6)の一 (1) 粘土がわら葺き 働き幅：305mm以下 (2) 金属板葺き：①～⑤の一 ① 横葺き 働き幅：675mm以下 ② 瓦棒葺き 働き幅：600mm以下 ③ 立平葺き 働き幅：600mm以下 ④ 瓦葺き 働き幅：500mm以下 ⑤ 折板葺き 働き幅：600mm以下 (3) 化粧スレート葺き 働き幅：1050mm以下 (4) 波形スレート葺き 働き幅：1050mm以下 (5) 厚形スレート葺き 働き幅：357mm以下 (6) 不燃シングル葺き 働き幅：998mm以下
葺材の間隔	留付間隔：(1)～(6)の一 (1) 粘土がわら葺き：300mm以下 (2) 金属板葺き：①～⑤の一 ① 横葺き：675mm以下 ② 瓦棒葺き：600mm以下 ③ 立平葺き：600mm以下 ④ 瓦葺き：500mm以下 ⑤ 折板葺き：600mm以下 (3) 化粧スレート葺き：910mm以下 (4) 波形スレート葺き：606mm以下 (5) 厚形スレート葺き：303mm以下 (6) 不燃シングル葺き：910mm以下

3. 申請仕様の主構成材料：
申請仕様の主構成材料を表2に示す。

表2 申請仕様の主構成材料

項目	申請仕様
母屋	一般構造用圧延鋼材 JIS G 3101 形状・寸法：H形鋼・200×100×5.5×8 mm以上 間隔：3640mm以下
たる木	一般構造用軽量形鋼 JIS G 3350 形状・寸法：□形鋼・100×50×20×2.3 mm以上 間隔：606mm以下
葺材 (1) 粘土がわら葺き (2) 金属板葺き (3) 化粧スレート葺き (4) 波形スレート葺き (5) 厚形スレート葺き (6) 不燃シングル葺き	仕様：(1)～(6)の一 (1) 粘土がわら：JIS A 5208 葺き枚数：40～60枚/3.3m ² あたり (2) 金属板：①～⑫の一 ①塩化ビニル樹脂金属積層板：厚さ 0.4mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8674～NM-8696の一 ②熔融亜鉛めっき鋼板：厚さ 0.4mm以上 平成12年建設省告示 第1400号又はJIS G 3302 ③塗装／亜鉛めっき鋼板：厚さ 0.4mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8697 ④アルミニウム・亜鉛合金めっき鋼板：厚さ 0.4mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8027 ⑤ポリエステル樹脂系塗装／アルミニウム・亜鉛合金めっき鋼板： 厚さ 0.4mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8028 ⑥伸銅品：厚さ 0.4mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8586～NM-8595の一 ⑦ステンレス鋼板：厚さ 0.4mm以上 JIS G 4304又はJIS G 4305 ⑧塗装ステンレス鋼板：厚さ 0.4mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8316～NM-8326の一 ⑨樹脂充てん／両面塗装ステンレス鋼板：厚さ 0.52mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8327～NM-8332の一 ⑩チタン展伸材：厚さ 0.4mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8596 ⑪樹脂充てん／両面鋼板：厚さ 0.56mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8698 ⑫無機質断熱材裏張／金属板：厚さ 2mm以上 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-8673 (3) 化粧スレート：JIS A 5423 (4) 波形スレート：JIS A 5430 (5) 厚形スレート：JIS A 5402 (6) 不燃シングル： 国土交通大臣認定 不燃材料 NM-9011、NM-9012、NM-9045、NM-8359 又はNM-8360の一
裏張材	野地板：硬質木毛セメント板 国土交通大臣認定 準不燃材料 QM-9701 厚さ：20mm以上 密度：0.88Mg/m ³ 以上

4. 申請仕様の副構成材料：
申請仕様の副構成材料を表3に示す。

表3 申請仕様の副構成材料

項目	申請仕様
たる木取付金具	材料：①及び② ①一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101) 等辺山形鋼 L-75×65×6mm 以上 ②一般構造用圧延鋼材 (JIS G 3101) 平鋼 FB-6×75×65mm 以上 (たる木ダブル部位仕様)
たる木留付材	六角ボルト (JIS B 1180) M12×長さ30mm以上 ナット (JIS B 1181) M12以上
たる木用耐火被覆 (1時間耐火被覆)	繊維混入けい酸カルシウム板 (JIS A 5430) 厚さ 25mm
留付材	ドリリングタッピンねじ (JIS B 1125) 呼び径φ4.8×長さ45mm 以上 留付間隔：303mm以下
防水材	材質：①、②又は③ ①アスファルトルーフィングフェルト (JIS A 6005) 単位面積質量 1500g/m ² 以下 ②合成高分子系ルーフィングシート (JIS A 6008) 厚さ1.5mm以下 ③改質アスファルトルーフィングシート (JIS A 6013) 厚さ2.5mm以下
栈木	材質：日本農林規格に適合する製材又は硬質木毛セメント板又は金属板の 準不燃材料以上の材料 寸法：厚さ15mm以上、幅18mm以上 間隔：235mm以下
栈木留付材	ドリリングタッピンねじ (JIS B 1125) 呼び径φ3.5×長さ40mm 以上 留付間隔：250mm以下
補助たる木 (2) 金属板葺き ①横葺き	材質：1) 又は2) 1) 溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302) 2) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312) 厚さ：1mm以上
補助たる木留付材 (2) ①横葺き	すりわり付きタッピンねじ (JIS B 1115) 呼び径φ4.8×長さ35mm以上
吊子 (2) 金属板葺き ①横葺き ②瓦棒葺き ③立平葺き ⑤折板葺き	仕様：(2) ①～③又は⑤の一 材質：1) 又は2) 1) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312) 2) 溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302) 寸法：厚さ：0.4mm以上 長さ：30mm以上 間隔：300mm以下

つづく

つづき

吊子留付材 (2) 金属板葺き ①横葺き ②瓦棒葺き ③立平葺き ⑤折板葺き	仕様：(2) ①～③又は⑤の－ 材質(2) ①～③仕様：1) 又は2) 1) タッピンねじ (JIS B 1122) 呼び径φ4×長さ20mm以上 2) すりわり付きタッピンねじ (JIS B 1115) 呼び径φ4.2×長さ19mm以上 材質(2) ⑤仕様 六角ボルト (JIS G 1180) M6×長さ16mm以上
タイトフレーム (2) 金属板葺き ⑤折板葺き	仕様：(2) ⑤折板葺き 材質：塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312) 厚さ：0.4mm以上 間隔：300mm以下
タイトフレーム 留付金具	仕様：(2) ⑤折板葺き タッピンねじ (JIS B 1122) 呼び径φ4.5×長さ20mm以上
キャップ	仕様：(2) ②瓦棒葺き及び(2) ⑤折板葺き 材質及び厚さは葺材と同じ
葺材留付材	仕様：(2) ④金属板瓦葺き タッピンねじ (JIS B 1122) 呼び径φ4×長さ40mm以上 留付間隔：300mm以下
	仕様：(3) 化粧スレート葺き ドリリングタッピンねじ (JIS B 1125) 呼び径φ3.5×長さ25mm 以上 留付間隔：910mm以下
	仕様：(4) 波形スレート葺き ドリリングタッピンねじ (JIS B 1125) 呼び径φ3.9×長さ40mm以上 留付間隔：450mm以下
	仕様：(6) 不燃シングル葺き ドリリングタッピンねじ (JIS B 1125) 呼び径φ3.5×長さ25mm 以上 留付間隔：910mm以下
ジョイナー	形状：1)、2) 又は3) 1) T形 2) H形 3) ハット形 材質：1)～4) の－ 1) 溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3302) 厚さ 0.27mm以上 2) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 (JIS G 3312) 厚さ 0.27mm以上 3) ステンレス鋼板：(JIS G 4304) 又は (JIS G 4305) 厚さ 0.25mm以上 4) 塗装ステンレス鋼板：(JIS G 3320) 厚さ 0.27mm以上

5. 申請仕様の構造説明図：

申請仕様の構造説明図を図1～図20に示す。

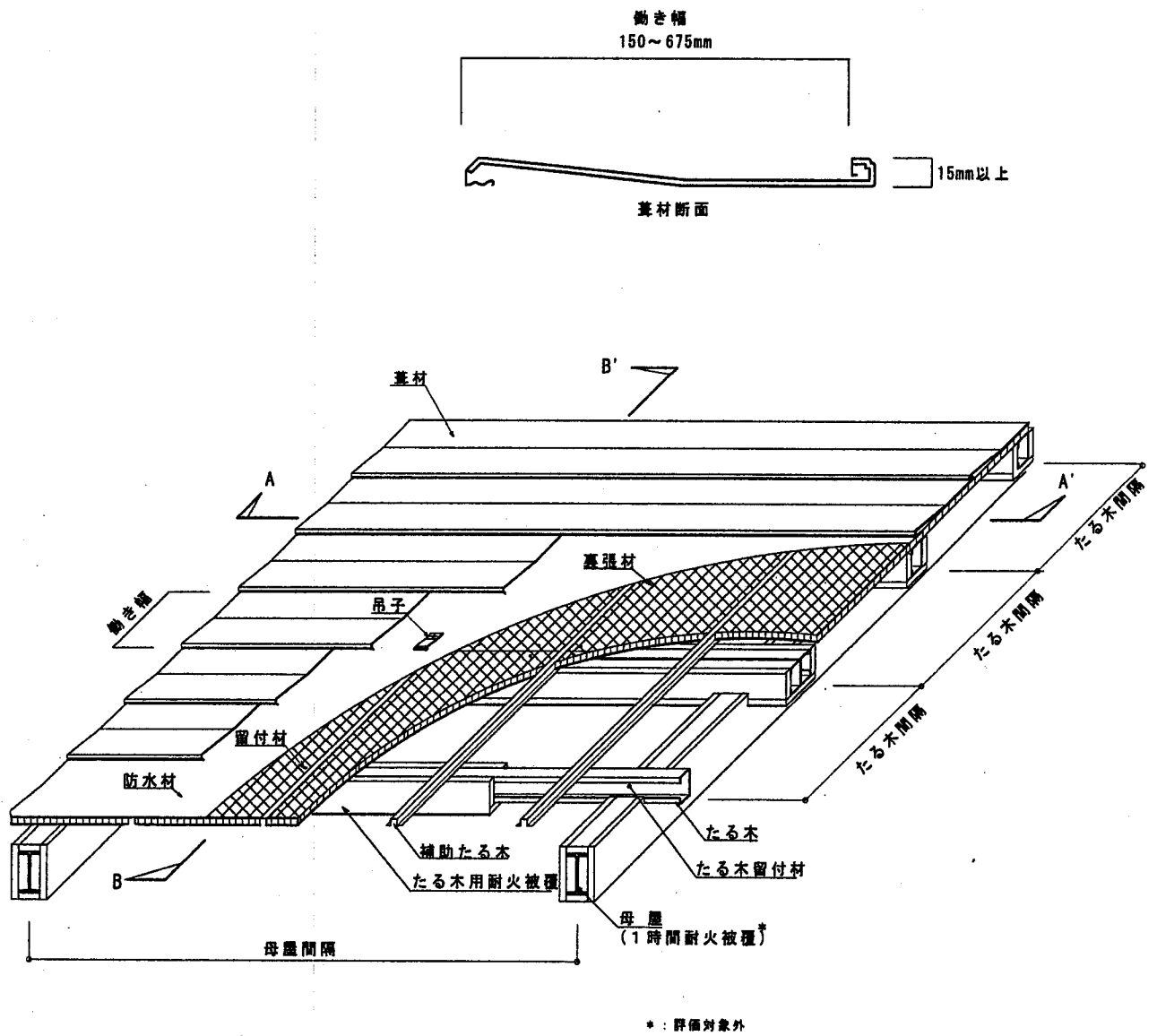
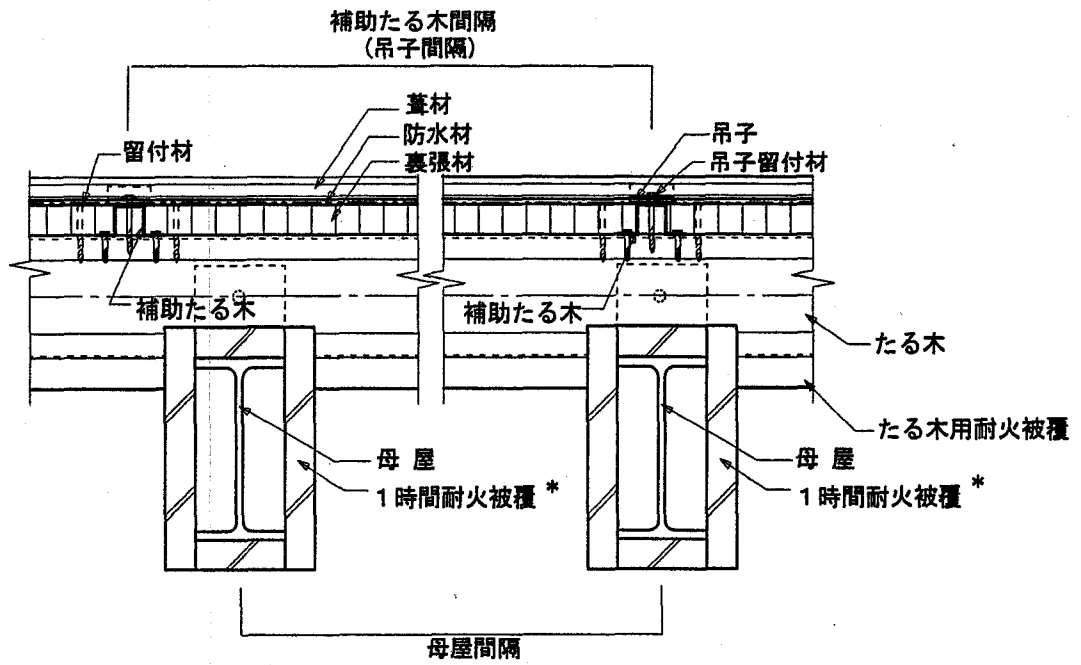
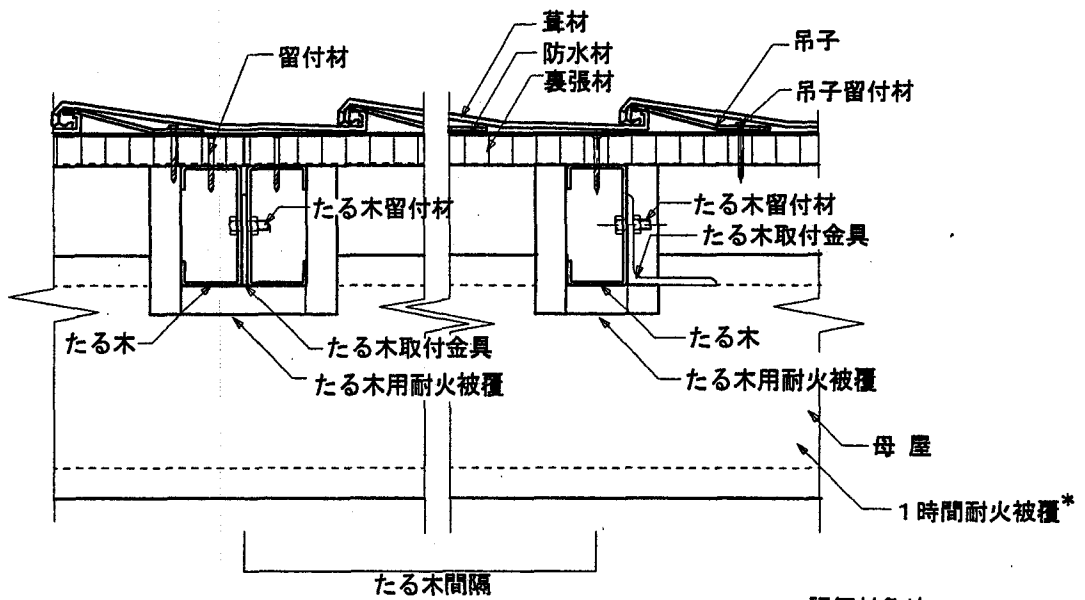


図3 構造説明図〔(2)①金属板横葦き仕様〕



A-A' 断面詳細図



* : 評価対象外

B-B' 断面詳細図

図4 構造説明図〔(2)①金属板横葺き仕様〕

6. 施工方法：

施工図を図21～図30に示す。

施工は以下の手順で行う。

(1) 下地

- 1) 母屋間隔は3640mm以下とし、母屋には1時間耐火被覆を行う。
- 2) たる木取付金具を、たる木間隔606mm以下になるように、母屋に電気溶接で取付ける。
- 3) たる木留付材を用いて、たる木取付金具に取付ける。
- 4) たる木には1時間耐火被覆を行う。

(2) 裏張材(野地板)の取付け

- 1) 割付図に従って裏張材を、配置する。
- 2) 目地は縦方向にジョイナー又は補助たる木を挿入する。
- 3) 取付けは留付材(ドリリングタッピンねじ)を用いて、裏張材端部から100mm以内の位置でたる木に留付ける。その間隔は500mm以内とする。

(3) 防水材の張付

防水材を、重ね代100mm以上となるように裏張材の上に敷き込む。

必要に応じてタッカー(工業用ステーブル：JIS A 5556 ステンレス製内幅9.6mm-足長10mm以上)で仮留めする。

(4) 屋根葺き

1) 粘土がわら葺き仕様

- ・葺材のサイズに合わせて栈木をドリリングタッピンねじで固定する。
- ・割付図に従って栈木に引っ掛けるように葺材を葺き上げる。

2) 金属板葺き仕様

1). 葺き仕様：①横葺き、②瓦棒葺き及び③立平葺きの場合

- ・吊子を吊子留付材でたる木又は補助たる木に留付ける。
- ・葺材を吊子に固定する。
- ・②瓦棒葺きはキャップを被せかして固定する。

2). 葺き仕様：④瓦葺きの場合

- ・瓦固定留付材を用いてたる木に直接留付ける。
- ・葺材を葺材留付材で固定する。

3). 葺き仕様：⑤折板葺きの場合

- ・タイトフレームをタイトフレーム留付材を用いて取付け、その上に吊子を吊子留付材で取付ける。
- ・葺材をタイトフレームと吊子に固定する。
- ・キャップを被せかして固定する。

3) 化粧スレート葺き仕様

- ・ドリリングタッピンねじで裏張材又はたる木に固定する。

4) 波形スレート葺き仕様

- ・ドリリングタッピンねじで裏張材又はたる木に固定する。

5) 厚形スレート葺き仕様

- ・葺材のサイズに合わせて栈木をドリリングタッピンねじで固定する。
- ・割付図に従って葺材を葺き上げる。

6) 不燃シングル葺き仕様

- ・葺材の指定くぎ留め穴を用いて2カ所以上ドリリングタッピンねじ又はくぎ(JIS A 5508 胴部径φ2.15mm以上、長さ19mm以上)で固定する。
- ・裏張材に葺材指定接着剤(合成ゴム系)を用い塗布量1.3Kg/m²で張付け葺き上げる。